

「重く厳しい刑罰＝国内の治安の向上！」という式は誤りがないのか？

犯罪学的調査の観点からのドイツにおける刑法政策及び制裁賦科実務

ヴォルフガング・ハインツ*

永田憲史訳**

1. ドイツにおける刑事政策の動向

「法と秩序を選ぼう！」とりわけ法的に保守的な政党によって用いられた選挙戦のこのスローガンは、他の西側の工業国家と同様に、ドイツにおいても、国内の治安が選挙戦のテーマになっていることを示している。結果としてそこから生じているのは、刑事政策がいっそう大衆迎合的になってきたし、なっているということである。大衆をとらえ、マスメディアに不十分だと感じさせる制裁の賦科（Verfolgung）がスキャンダラスに報じられるごくわずかな事件に刑事政策はこだわることとなってしまう。多くの場合、刑法の峻厳化において見受けられる迅速で有効な対策を約束する者は、大衆の関心と同意をあてにしている。すなわち、「性犯罪者の処遇に関して言えば、私は、少女に性的な暴行を加えた成人男性は矯正不可能であるという考えにいいよに至りました。そういうわけで、解決策など存在し得ないわけです。すなわち、拘禁すること、特に永久に拘禁することしかありません」¹⁾などと述べるのである。

このような要求は、新しいものではない。しばしば、それは、実際の具体的な事例に対する反応として生じる。すなわち、長期的な経験ではなく、短期的な動向に依拠する大衆迎合的な選挙戦略の一部としてしばしば生じる。それゆえ、重要であるのは、ドイツ刑法における実際上の発展——そして、ドイツにおいて刑法のさらなる発展とともにもたらされてきた経験——を見ることである。

ドイツにおける制裁賦科実務は、長期的な比較において、以下のように特徴付けられる²⁾。

- 社会内処遇の（ambulant）制裁、すなわち、罰金刑や保護観察付きの執行猶予のために、条件付けられずに賦科される自由を剥奪する制裁（施設内処遇の（stationär）制裁）を持続的に後退させてきたこと（図表1参照）。

編集部注* コンスタンツ大学教授

** 関西大学法学部専任講師 本稿は、2007年3月31日開催の関西大学刑事法研究会における報告原稿を翻訳したものである。

1) Alt-Bundeskanzler G. Schröder, Interview, Bild am Sonntag vom 8. 7. 2001.

2) 詳細については、Heinz, W.: Das strafrechtliche Sanktionensystem und die Sanktionierungspraxis in Deutschland 1882-2004 (Stand: Berichtsjahr 2004) Version: 1/2006 Internet-Publikation: <http://www.uni-konstanz.de/rtf/kis/sanks04.htm> 参照。

- 起訴便宜主義の規定に基づき、手続を中止する可能性、すなわち、手続法上の非犯罪化の形態において様々なディヴァージョンをいっそう利用してきたこと（図表2参照）。

これらの発展は、近時に至るまでの立法により、さらに促進されてきた。重要な里程碑には、以下のものがある³⁾。

- とりわけ、1970年代と1990年代において、少年刑法（少年刑法45条、47条）、一般の刑事手続（刑事訴訟規則153条以下）、麻薬刑法（麻薬刑法29条、31条 a、37条）において手続法上の非犯罪化（ディヴァージョン）の可能性が拡大された。「古典的な制裁」を用意するパレット（Palette）、すなわち、罰金刑や自由刑という色彩は、起訴や有罪認定に対する代替策を産み出す対応の可能性によって補完されることとなった。
- 1970年になされた（単一化された）自由刑の導入、短期自由刑の抑制、及び、保護観察付き執行猶予の適用領域の拡大により、一連の刑法のシステムは、「将来の犯罪行為の防止、とりわけ犯罪者の再社会化の目的を有する刑事政策」⁴⁾の有益な手段へと拡充された。
- 以下のような適切な認識、すなわち、行為者を顧慮するだけで被害者を顧慮しない刑法が、「仲裁、人道性及び予防の目標へ」⁵⁾変化するべきであるとの異議申立てをなされているとの認識が、とりわけ1990年代中葉から末葉にかけて、特に行為者—被害者—和解によって、被害者の利益もいっそう考慮させるようになった。

近年、一定の行為者集団についての制裁制度の差異化がますます進んでいる。

- 特に組織犯罪の場合、不法に得られた利得を剥奪するという訴追機関に認められた可能性により、その経済的な基礎が奪われるべきである。
- ドイツ刑法は、既に前世紀の30年代から、「2車線化」している。すなわち、有責な行為者には刑罰が科せられ、「危険な」行為者の危険性は改善保安処分により対処されている。とりわけ、センセーションを巻き起こした何件かの児童に対する性的殺人は、性犯罪の刑の下限を引き上げさせ、刑罰及び処分の執行の猶予や条件付きの釈放を（全ての犯罪者について）困難にするだけでなく、保安監置において、「危険な」行為者として隔離するための条件を著しく緩和することを1998年に立法者に行なわせることとなった。とりわけ、保安監置はルネサンスを体験することとなった。保安監置における隔離の条件が緩和され、保安監置における初回の隔離の際の10年という長期の定めは、廃止された。必要とされる治安の内容とともに、その危険性が判決時点までに予測されえない又は予測されてこなかった行為者の少数の集団に対する対応についての論争は、2002年に「治安」上の問題のために留保条項が施行

3) *Heinz, W.*: Neuere Entwicklungen im Sanktionenrecht der Bundesrepublik Deutschland, *Hanyang Law Review* 22, 2005, No. 2, S. 148-163; *Heinz, W.*: Prävention von Wirtschaftskriminalität durch Strafrecht. Neuere Entwicklungen im deutschen Strafrecht, insbesondere im Sanktionenrecht, in: *Festschrift für Toshio Kamiyama*, Bd. 2, 2006, S. 433-469.

4) *Erster Schriftlicher Bericht des Sonderausschusses für die Strafrechtsreform*, BT-Drs. V/4094, S. 3.

5) *Kaiser, G.*, *Kriminalpolitik in der Bundesrepublik Deutschland*, in: *Hirsch, J.; Weigend, Th.* (Hrsg.): *Strafrecht und Kriminalpolitik in Japan und Deutschland*, Berlin 1989, S. 47.

されたことと（刑法66条 a）、追加して保安拘禁が施行されたこと（刑法66条 b）により、決着した。

とりわけ、改善保安処分の法において結局叫ばれるようになった峻厳化や執行猶予の場合の制限に見られる「治安刑法」⁶⁾のような現代の刑事政策の様々な特徴付けにも関わらず、行為者集団に適合した制裁制度の差異化が重要であろう。

- 軽微及び中程度の犯罪の場合のディヴァージョンの可能性が慎重に拡大されているのに対して、組織犯罪のような典型的な現象の場合、刑法上の制裁の手を借りて、不法に得られた利益を剥奪する可能性が拡大している。
- とりわけ、暴力犯罪、薬物犯罪、性犯罪の場合に、1990年代末から法定刑の下限が引き上げられたり、刑罰や処分の執行から条件付きで釈放することが困難とされたり、「危険な」行為者として拘禁する条件が著しく緩和されたりした⁷⁾。

現代の刑法の法的効果の制度には、この間、いくつかの「痕跡」が見られる（図表3参照）。

2. 制裁賦科実務

「治安刑法」のようなスローガンは、刑法実務がもっぱら治安の思考にとらわれ、「鍵をかけて閉じ込める」ことが当然のこととなっているかのように受け入れるよう強く促す。ドイツの制裁賦科実務は、そのような状態からは、かけ離れている。むしろ、このことは、様々な重層化している立法の動向を映し出している。

- ① これまでと同様、引き続いて、圧倒的に手続法上の非犯罪化がなされている。起訴便宜主義の規定が、より多く利用されている（図表2参照）。すなわち、目下のところ、行為をしたと十分に疑われる被疑者が起訴便宜主義を理由に半数以上の事例で手続を中止されている。
- ② また、有罪認定がなされた場合であっても、社会内処遇の制裁がよく用いられている。特に明らかであるのは、長い目で見ると、自由を剥奪する制裁が抑制されていることである（図表1参照）。ここで考慮されなければならないのは、1920年代に初めて起訴便宜主義による

6) Bender, W.: Europäische Strafrechtsentwicklung. Auf dem Weg zum europäischen Sicherheitsstrafrecht. <http://www.strafverteidiger-bayern.de/>; Haffke, B.: Vom Rechtsstaat zum Sicherheitsstaat?, KJ 2005, S.17 ff; Ostendorf, H.: Mehr Prävention und weniger Strafe, weniger Prävention und mehr Strafe oder mehr Prävention und mehr Strafe?, in: Kerner, H.-J.; Marks, E. (Hrsg.): Internetdokumentation Deutscher Präventionstag, Hannover. http://www.praeventionstag.de/content/9_praev/doku/Ostendorf/index_9_Ostendorf.html.

7) これについて、とりわけ、1992年7月15日違法な麻薬取引及びその他の組織犯罪の現象形態の防止に関する法律（OrgKG）、1998年1月26日性犯罪及びその他の危険な犯罪行為の防止に関する法律、1998年1月26日第6次刑法改正法、2002年8月21日留保されていた保安監置の施行に関する法律、2003年12月27日性的自己決定に対する犯罪の規定の変更及びその他の規定の変更に関する法律、2004年7月23日追加される保安監置の施行に関する法律参照。

手続の中止の可能性が生じて以降、制裁賦科の対象の全体の半分以上がこの間に振り落とされたということである。先のことに加えて、このことから考慮されるのは、目下のところ、制裁賦科可能な対象者の4%に満たない者だけに自由剥奪と直接結び付く制裁が言い渡されているということである。

- ③ むろん、誤解されてはならないのは、——多くの西ヨーロッパの国家と同様に⁸⁾——ドイツにおいて過去15年の間に被收容者の割合⁹⁾が増加していることである。自由刑で服役する被收容者の数は、その狙いがまさに自由刑の縮小にあった1969年の刑法大改正以前と同様に再び大変多いものとなっている(図表4参照)。このことは、とりわけ、暴力犯罪により有罪認定される者が増えていること、(少なくともいくつかの犯罪類型において)自由刑の平均的な宣告期間がより長くなっていること、早期の釈放が以前に比べて制限的に運用されるようになってきていることに依拠している。西ヨーロッパ諸国の中では、ドイツは、その被收容者の割合は、中位の上の領域にあり、比較すれば、とりわけ、スカンディナヴィア諸国のほぼ2倍に及ぶ拘禁期間によるものとなっている。
- ④ 同様に、自由剥奪的な改善保安処分の領域において、明らかな増加が書き留められなければならない。保安監置における收容者数は、明らかにここ数年間再び上昇している(図表5参照)。精神病院への收容(刑法典63条)又は禁断施設への收容(刑法典64条)の年間の指示数は、これまで同様に高いとは言えない——しかし、再び増加傾向にある(図表6及び7参照)。

3. いっそうの治安の向上を必要とするのか——ドイツではどれほど安全でないのか?

犯罪の発生、特に重大な犯罪の形態の発生は、公衆にひどく過大に評価されている¹⁰⁾。犯罪に関する感覚のこうした歪曲は、とりわけメディアが寄与している。社会問題としての犯罪に対する市民の感覚は、メディアにより圧倒的に媒介されている。メディアは、直接的に体験された経験世界からも、経験的に証明できるデータや事実からも著しく逸脱した社会的な現実を提示している。このことは、政治家や法適用者の判断に影響を与えずにはいられない。頻繁に引用される、「政治とジャーナリズムとの増幅循環」¹¹⁾により、典型的に描写されるのは、マスメディアのレポートが政治家にとってその主たる情報源であり、マスメディアにとって政治家により行なわれる態度決定や提案が再び情報価値を得るという図である。メディアと選挙民が政治に期待するのは、政治が日々実際に反応し、「全てを掌握している」という印象を与える政治家に市民が

8) 国際的な比較について詳細なものとして、*Dünkel, F.: Der deutsche Strafvollzug im internationalen Vergleich* (<http://www.uni-greifswald.de/~ls3/Strafvollzug%20BRD.pdf>).

9) 住民10万あたりの拘禁者数である。

10) *Pfeiffer, Ch.; Windzio, M.; Kleimann, M.: Die Medien, das Böse und wir, MschrKrim* 2004, S. 426 f 参照。

11) *Scheerer, S.: Der politisch-publizistische Verstärkerkreislauf. Zur Beeinflussung der Massenmedien im Prozess strafrechtlicher Normgenese, KrimJ* 1978, S. 223 ff.

報いるということである。

全ての西側の工業国家において、警察が認知した犯罪は増加している。これはドイツにおいても同様である（図表8参照）。ドイツにおいては、大幅な上昇が1970年代と1980年代に記録されている。すなわち、その時期以降、警察が認知した犯罪の（住民10万人あたりの）頻度数は、高いレベルで安定している。一定であるのは、万引きのような特にあまり重大でない形態における財産犯の発生である。目下のところ、財産犯は警察が認知した（道路交通犯罪を除く）全ての事件の約60%を占めている。それと対応して、長期的な傾向においても、警察が認知した犯罪の観察された増加は、財産犯の発生、しかもその大部分が窃盗の領域に広範に依拠している（図表8参照）。

量的に観察すれば、重大な犯罪は稀である。それゆえ、目下のところ、例えば、暴力犯罪の重大な形態（危険で重大な身体傷害、故意の殺人、強盗や強盗的恐喝）は、警察が認知した（道路交通犯罪を除く）犯罪の3%にすぎない。重大な暴力犯罪の中でも、その最も重大な形態というのは、ここでもまた、増加しているわけではない。逆に、以下のように言うことができる。すなわち、故意の殺人の頻度数は、25年前に比べて少なくなっている。近時の認知される暴力犯罪の増加は、もっぱら、危険な／重大な身体傷害の認知された事例の領域における変化によるものである。しかし、この上昇の大部分は、「実際の」ものではなく、告発行動の変化によるものである。

4. より重く厳しい刑罰の効果——国内治安の向上を保障するのか？

4.1. 刑罰の法定、賦科及び執行の一般予防効果の成果

刑罰の法定、言渡し及び執行の一般予防効果の成果について、それらの峻厳化によってより高い予防効果が得られようとの見込みがドイツにおける政策担当者によって示されている。しかし、こうした見込みの正当性について、経験的に支持される根拠は全く存在しない。

目下の研究状況によれば¹²⁾、刑罰の法定、言渡し及び執行により公衆を対象とする抑止効果（消極的一般予防）はごくわずかなものである。少なくとも、重大性が軽微又は中程度の犯罪の領域に対して、刑罰変数（発覚のリスクや刑罰が重く厳しいこと）は、犯罪を説明する他の——刑法外の——因子と同様に、ほとんど意味のないものであるということが妥当する。刑罰の重さや厳しさは、測定可能な意味を有していない。（主観的に評価される）発覚リスクだけが一定の意味を認めることに値するが、むしろ、若干の（軽微）犯罪の場合だけであり、その上、非常に弱いものである。はるかに意味があるのは、規範の道徳的な拘束力、親族関係や知人関係での犯罪実行の頻度、社会的な周囲の環境からの推測される反応、及び、ゲッティンゲン大学の研究成果によれば、主観的な刑罰の感銘力である¹³⁾。

12) *Meier, B.*: Strafrechtliche Sanktionen, Berlin u.a. 2001, S. 27 ff.; *Streng, F.*: Strafrechtliche Sanktionen, 2. Aufl., Stuttgart u.a., 2002, S. 30 ff. における概観を参照。

13) *Schöch* aaO. (Anm. 12), S. 1081 ff. 参照。

もっとも、機能的な刑法は、保護される価値や規範の意味を刑罰の法定によって明らかにし、規範違反が訴追や制裁を賦科することによって社会倫理的に拒否されるということを通して、刑法規範を安定化する任務をも有している。その成果は、以下のように要約される。「例えば、刑法の『風俗描写力』とでも表現されるものを受け入れることについて、経験的な根拠が欠けている。市民に前もって受け入れられている価値や規範の支持を超えて、刑法やその制裁により、積極的一般予防の視点の下で、期待されることはありえない」¹⁴⁾。

現在の研究状況からは、——環境犯罪者若しくは経済犯罪者の若干の集団又は組織犯罪の行為者について推測されるように、合理的なリスクを比較検討して選ぶ行為者集団のほとんどを除けば——刑法の峻厳化は、消極的一般予防の視点においても、積極的一般予防の視点においても、それを理由に犯罪率が低下し、規範意識や規範への信頼が強化されうることの証明が存在しないために、不可欠なものとして根拠付けられないということに至っている。こうした見方は、刑罰の厳しさと一般予防との関係についての新たな国際的な概観によって確認されており、「予防的に作用させることができる立法者の可能性は、限られており、少なくとも、刑罰の重さ以上の抑止や規範の明確化のそれ自体の本質的な強化は達成されえない」とされる¹⁵⁾。

4. 2. 刑法上の制裁の特別予防効果についての制裁の比較研究の成果

4. 2. 1. 再犯統計の成果——1994年を基準年として

最近まで、ドイツにおけるいくつかの制裁が賦科された後の再犯率についての経験的な知見は、若干の、たいていは、場所と時間と犯罪を限定した若干の制裁についての調査を拠り所にするにすぎないものであった。2003年に公表された再犯統計によって初めて、全ての公的な制裁についての再犯率の見方が提示された。そこでは、以下のような成果が確認された（図表9参照）。

- ① 想起されるイメージ——一回的な犯罪性か、常習的な犯罪性か——とは異なり、再犯は例外的で、通例ではない。有罪判決を受けたあらゆる者のうち、せいぜい3分の1だけが4年以内に新たに司法で認知されるにすぎない。
- ② 再犯率は、——犯罪性同様——年齢に関して適切に平等に分布しているわけではない。少年は成人に比べて明らかに高い犯罪性を示している。それゆえ、少年の再犯率が成人の再犯率よりも明らかに高いということも予想される。
- ③ 再犯率は、制裁の重さとともに増加する傾向にある。賦科された制裁が厳しければ厳しいほど、再犯率がますます高くなるのである。

むしろ、再犯統計の結果は、制裁による因果的な効果について何らかのことを当然の帰結として意味するものではない。例えば、自由は剥奪的な制裁を科された者は、ひょっとすると、社会内処遇が科された場合に、より高い再犯リスクを示す集団に属するかもしれない。むしろ、再犯統計が示すのは、制裁賦科と結び付けられる制裁による特別予防効果の受け入れが現実的な状況

14) Streng aaO. (Anm. 12), S. 33.

15) Albrecht, H.-J.: Die Determinanten der Sexualstrafrechtsreform, ZStW 1999, S. 874.

の下で適切かどうか、適切であるとすれば、どの程度かということである。その受け入れにおいて、例えば、自由刑又は少年刑を科す者が、それにより受刑者のさらなる犯罪行為（より詳細に言えば、さらなる犯罪行為による有罪認定）を防止しうるが、こうした受け入れは、成人の場合、10例におおよそ6例が、少年の場合、10例にほぼ8例が誤っているということがこれまでのところわかっている。再犯統計が完全に一般的に示すのは、重大な犯罪の場合に想定されるより高い再犯リスクを解消するために、より厳しい制裁はふさわしくないということである。

4.2.2. 制裁及びその効果についての経験的な研究の成果

しかし、再犯統計は、比較可能な行為集団及び行為者集団の場合に、どの（異なる）制裁により、特別予防的によりよい効果を達成するかについての研究を代替するものではない。このことは、制裁及びその効果の経験的な研究の任務である。因果的な効果の証明は、互いに比較可能な集団に対して、実際には唯一の点においてのみ、すなわち、制裁の点においてのみ、異なっているということを示している。このことが成功した場合にのみ、経験的な証明は、制裁の効果（及び生じ得ない選択効果）が測られるということを導きうる。このために、実験的又は準実験的な実行が必要とされる。後者は、とりわけ、制裁賦科実務が、同種の事例について、時間的にも地域的にも統一的でない場合になされうる。研究者により比較集団が一定の再犯促進的と判断される基準により初めて形成される調査において、重要な基準が把握されていないという異論が常に存在する。

ドイツにおいて、最も集中的に最善の調査が行なわれている制裁形態は、ディヴァージョンである。ここでは、この間、完全な一連の準実験的な調査が存在する。判決により科された刑罰との比較におけるディヴァージョンの効果についての全てのこれらの研究は、手続中止の特別予防の観点において有罪認定が優れているというわけでは「ない」という結論に一致して達している。むしろ示されているのは、再犯率が手続の中止又は有罪認定にほとんど関係がないということである（図表10参照）。

さらなる例を形作るのは、保護観察付きの執行猶予である。ドイツにおいては、1969年に、成人の刑法においても、少年刑法においても、保護観察付きの執行猶予が可能な自由刑の上限（従来は9月）と少年刑の上限（従来は12月）が統一的に24月にまで引き上げられた。執行猶予の可能性のこれらの拡大は、当然の経験をさせることとなった。従来であれば、必要的に実刑の自由刑や少年刑の言渡しがなされていたであろう行為者のかなりの部分が、それ以来、保護観察付きの刑罰を科されている。それと結び付けられているのは、前科を有して有罪認定を受けた者が保護観察に付されることが増加しているということである。このことは、「軽い」制裁が再犯率の上昇をもたらすという命題が正しいならば、保護観察の取消率が上昇させることになるはずである。しかし、保護観察の付加率が上昇しており、しかも、前科を有する対象者の集団においても同様であるために、逆のことが生じている（一般刑法犯についての図表11参照）。それゆえ、このことは、その他の点では、行刑人口についても特徴的であるように、さらなる社会伝記的な賦科メルクマールの頻度が高いことが前科を有するというメルクマールと結び付けられるはずで

あるために、かえって目立つものとなっている。

「代替命題」は、他の制裁形態についての研究によって、再び確認されている。軽微犯罪及び中程度の重大性の犯罪の領域において、様々な制裁は、保護観察の終了に対する確認できる異なった効果を有していない。すなわち、むしろ、制裁は、再犯率に対する測定可能な結果を極めて広範にもたらさない。この成果は、様々な影響をもたらす。なぜなら、制裁の選択は、その侵害がふさわしく、必要で、比例的であるということにより、常に正当化されるからである。侵害の程度の大きな反応に対して、侵害の程度の小さい処分がより大きな効果をもたらすという証明が存在しないということがもたらされるのであれば、むしろ、逆に、侵害の程度の大きい処分のほうがその予防効果の根拠付けを求めることになる。

ドイツの研究のこうした成果は、一般的な犯罪学の知見の状況と遺漏なく合致する。特に最新のアメリカ合衆国の二次的な分析が示すように¹⁶⁾、刑罰の峻厳化、すなわち、自由剥奪的な制裁を求める「犯罪にタフな (tough)」刑事政策は、積極的な効果を期待できないということである。特別予防的に抑止を目指してなされるプログラムは、短期の自由剥奪 (ショック・プロベーション)、軍事訓練と結び付けられるより長い隔離 (ブート・キャンプ)、又は、刑務所訪問プログラムの形態 (スケアード・ストレート) によって、期待された効果は得られず、比較群の再犯率がより低いわけではなく、一連の研究においては、むしろより高いものであった。それゆえ、制裁とその効果の研究の状況として、以下のように述べることができる。

- ① — 比較可能な行為集団及び行為者集団において — 有罪認定後の再犯率は、手続中止 (ディヴァージョン) 後の再犯率よりも低いという経験的な証拠は存在しない。
- ② 軽微犯罪及び中程度の重大性の犯罪の領域において、様々な制裁は、保護観察の終了に対する異なった効果を有していない。すなわち、むしろ、制裁は、再犯率に対する測定可能な結果を極めて広範にもたらさない。
- ③ より厳しい制裁によって、保護観察の終了率の向上が達成されうるという受け入れのための経験的な証拠は存在しない。比較可能な行為集団及び行為者集団において、より厳しい制裁の後に再犯率がより高くなるという傾向が存在するにすぎない。

このことについて、研究状況は、より疑いなく、より問題がないことを述べている。より多く、より厳しく、より長い刑罰を科す刑事政策は、利益に比して損害の方をより多く作り出す。すなわち、そのような刑事政策は、悲劇的結末を招く処方箋なのである。「代替命題」から生じるのは、予防に関する測定可能な喪失を気遣わなければならないということなしに、刑法的な害悪賦科に

16) Sherman, L. W.; Gottfredson, D.C.; MacKenzie, D. L.; Eck, J.; Reuter, P. ; Bushway, S.D.: *Preventing Crime: What Works, What Doesn't, What's Promising, A Report to the United States Congress 1998* <http://www.ncjrs.org/works/download.htm>, 再犯率の理解については、Sherman, L.W.; Farrington, D. P.; Welsh, B. C.; Layton MacKenzie, D. (Hrsg.): *Evidence-Based Crime Prevention*, London/New York 2002; キャンベール刑事司法共同研究グループの論評 <http://www.campbellcollaboration.org/>; コロラド大学ボルダー校暴力研究及び予防センターの「研究計画」<http://www.colorado.edu/cspv/blueprints>; メタ解析については、Mark W. Lipsey vom Center for Evaluation Research and Methodology at the Vanderbilt Institute for Public Policy Studies in Nashville (<http://www.vanderbilt.edu/cerm>).

より、刑罰を峻厳化することによる効果が後退させられうるということである。簡潔に公式化すれば、次のようになる。「犯罪学上の知見によれば、制裁の峻厳化により、特別予防の視点においても、一般予防の視点においても、少年犯罪の減少は予想されなかった」¹⁷⁾。あるいは、より簡潔に次のように述べることができる。「軽い制裁が割に合う」¹⁸⁾。

このような成果は多様な結果を生み出す。なぜなら、制裁の選択は、当該侵害が不可欠で比例的なものとして根拠付けられうることにより、常に正当化されるからである。より厳しい制裁のよりよい作用が証拠付けられない場合には——そして、それが研究の状況である——比例原理により、軽い制裁がその都度のより厳しい制裁よりも優先されなければならない。より強力な対応に対して、より侵害の程度の小さい処分がより大きな結果をもたらすという証明がもたらされなければならず、逆に、侵害の程度が大きい処分については、その予防効果の根拠付けが必要とされる。

「代替命題」から積極的に生じるのは、予防についての測定可能な喪失が懸念されなければならないことなしに、刑罰的な害悪賦科によりその強度が打ち消されうるということである。これに対して、「代替命題」から生じないのは、行為刑法のために、再社会化概念を放棄したり、刑法が廃止されたりすることである。むしろ、公式化された社会統制として刑法が逸脱者との理性的な付き合い方を定め、これらの永続的な批判の観点から見られなければならない。すなわち、人道性、社会国家性、法治国家性によって刑事政策の指導原理に今以上によりよく含められる問題解決後の探索は、それゆえ、絶え間ない任務として存在する。

5. まとめ

- ① 国家は、全ての市民の危殆化されない共同生活を保障する保護の任務を有している。この予防の責務は、刑法だけで充足されるわけではない。なぜなら、刑法は、複数ある規範システムの1つにすぎず、刑罰は複数ある手段の1つにすぎず、刑事司法は、複数ある犯罪予防の担い手の1つにすぎないからである。
- ② 刑法は最後の手段である。このことが意味するのは、法益保護のためのより軽い手段が十分でない場合に、刑法が用いられるにすぎないということであり、ディヴァージョン(手続中止)で十分な場合、有罪認定が断念されなければならないように、予防目的についても、同様に有効な制裁が個人に最も負担を与えないように賦科されなければならないということである。
- ③ 特に1969年と1975年の2つの刑法改正法によって、ドイツ刑法の制裁システムは、その予防の達成を維持することとなった。すなわち、自由刑が罰金刑のために縮小され、保護観察付き執行猶予が拡充された。手続中止の可能性(ディヴァージョン)は、過去数十年の間に明らか

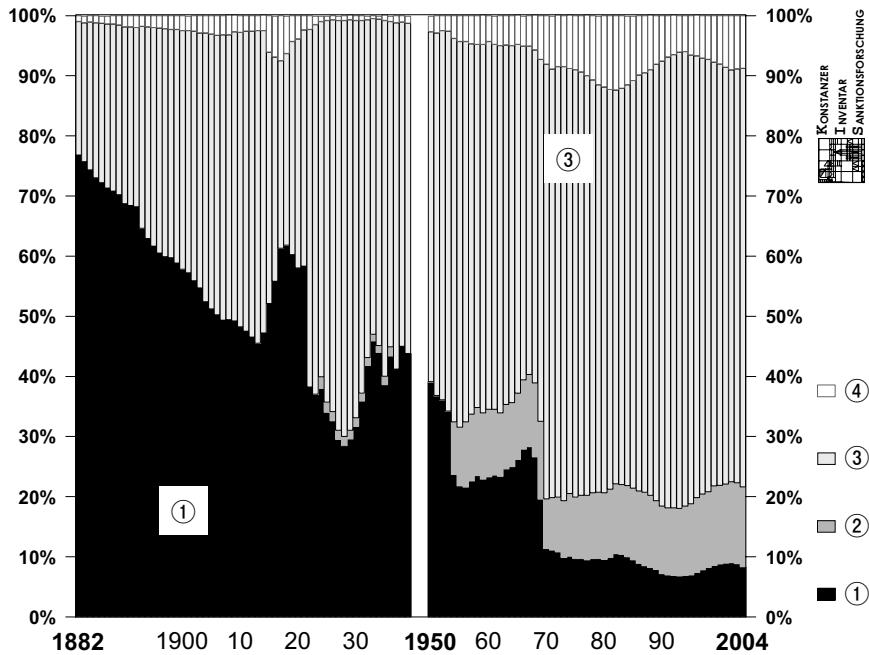
17) Dölling, D.: Mehrfach auffällige junge Straftäter, ZBl 1989, S. 318.

18) Heinz, W.: Zahlt sich Milde wirklich aus?, Diversion und ihre Bedeutung für die Sanktionspraxis, <http://www.dvjj.de/artikel.php?ebene=2&artikel=2182005>, S. 166 ff., 302 ff.

に拡大された。実務は、これらの改革を受け入れている。目下のところ、行為をしたと十分に疑われる被疑者が起訴便宜主義を理由に半数の事例で手続を中止されている。全ての有罪認定を受けた者のうち、自由剥奪的な制裁の割合は、9%にまで下がるが、これは、あらゆる（非公式の又は公式の）制裁を賦科された者の割合が目下のところ4%ほどにすぎないということに依拠している。

- ④ これらの改革や転換は、原則として、有効であることが証明されてきている。特別予防的な問題提起の下では、——比較可能な行為及び行為者の集団の場合に——侵害の程度の大きい制裁の後には、軽い制裁の後に比べて、再犯可能性がより小さくなるという証拠はドイツにおける研究では見出されえない。より厳しい制裁の後には、再犯率がより高くなるという傾向がある。さらに、ディヴァージョンの場合に比べて、有罪認定された後に再犯可能性が小さくなるという証拠も見出されえない。このような成果は多様な結果を生み出す。なぜなら、制裁の選択は、当該侵害が不可欠で比例的なものとして根拠付けられうることにより、常に正当化されるからである。より強力な反応に対して、より侵害の程度の小さい処分がより大きな結果をもたらすという証明がもたらされず、むしろ、逆に、侵害の程度が大きい処分については、その予防効果の根拠付けが必要とされる。
- ⑤ 特別予防についてのドイツにおける調査結果は、国際的な制裁の研究と遺漏なく合致する。特に最新のアメリカ合衆国の二次的な分析が示すように、刑罰の峻厳化、特に自由剥奪的な制裁を求める「犯罪にタフな」刑事政策は特別予防の観点において積極的な効果を期待できないということである。むしろ、これらの制裁は、しばしば、非生産的なものとして証明されている。ブート・キャンプ、ショック・プロベーション、スケアード・ストレートのいずれも、方法的に注意深く行なわれた研究において、積極的な効果が確認されえないものであった。
- ⑥ 一般予防効果は、刑罰の峻厳化により、通常、期待できない。消極的一般予防についての全ての調査は、予想される刑罰の重さは、意味のないものであって、——むろん、一連の軽微犯罪の場合においてのみ——認識された発覚リスクだけが少なくともいくらか関連があるにすぎない。これまで、刑法の峻厳化は規範意識に積極的に影響を及ぼすということについての根拠も見出されていない。
- ⑦ 刑罰の峻厳化を求める「犯罪にタフな」刑事政策は、刑法の可能性を過大評価しており、刑事政策に基づき、刑事政策を過小評価している。刑法は、社会政策、労働市場政策、教育政策、経済政策の怠慢を補いえないし、社会政治的な構造の欠陥を埋めあわせえない。それゆえ、抑圧の代わりに予防を全面に押し出す刑事政策の軌道修正が適切である。刑法の拡大の代わりに、とりわけ、家族、学校、共同体において始められる第一次的な及び第二次的な予防の枠組や措置が促進されなければならない。

図表 1 : 非公式の制裁を除く制裁賦科実務の発展
 1882年～2004年のドイツ帝国・旧西ドイツ地域
 一般刑法及び少年刑法によって有罪を言渡された者の割合



死刑については、0.01%～0.03%と少ないため、省略

図表 1 のデータ表の抜粋

年度	有罪者数 数	死 刑		自由剥奪的制裁				③罰金刑		④その他	
		数	%	①条件なし		②条件付		数	%	数	%
				数	%	数	%				
1882	315.849	90	0,03	242.589	76,8	0	0,0	69.974	22,2	3.196	1,0
1900	456.479	38	0,01	263.866	57,8	0	0,0	181.195	39,7	11.380	2,5
1910	538.225	43	0,01	259.466	48,2	0	0,0	263.857	49,0	14.859	2,8
1920	608.563	113	0,02	353.244	58,0	0	0,0	231.728	38,1	23.478	3,9
1930	594.610	43	0,01	188.313	31,7	8.530	1,4	392.797	66,1	4.924	0,8
1950	296.356	0,0	0,0	115.950	39,1	0	0,0	172.575	58,2	7.831	2,6
1960	548.954	0,0	0,0	127.851	23,3	61.388	11,2	335.978	61,2	23.737	4,3
1970	643.285	0,0	0,0	73.099	11,4	53.024	8,2	464.818	72,3	52.344	8,1
1980	732.481	0,0	0,0	70.203	9,6	80.813	11,0	494.114	67,5	87.351	11,9
1990	692.363	0,0	0,0	49.921	7,2	77.743	11,2	512.343	74,0	52.356	7,6
2000	732.733	0,0	0,0	64.441	8,8	95.791	13,1	513.336	70,1	59.165	8,1
2004	775.802	0,0	0,0	64.822	8,4	102.629	13,2	540.209	69,6	68.142	8,8

説明文：

地域：

1882年～1939年：その都度のドイツ帝国領；1950年～1960年：ザールラント州と西ベルリンを除く旧西ドイツ地域；1961年以降：1990年10月3日以前の領土における西ベルリンを含む旧西ドイツ地域。

刑罰を科された有罪認定された者：

1882年～1936年：軽罪及び重罪による主刑（複数の刑罰が科された場合は最も重い刑罰のみを計上）；1937年～1939年：（複数の刑罰が科された場合を含む）賦科された全ての主刑。1882年～1918年：戦時義務違反により有罪認定された者を含まない；1914年～1936年：戦時及び戦間期に公布された刑罰法規による軽罪及び重罪で有罪認定された者を含まない；1921年以降：戦時刑法典違反により有罪認定された者を含まない；1934年以降：国民裁判所の管轄に属する帝国法の軽罪及び重罪により有罪認定された者を含まない；1937年～1939年：戦時刑法典違反以外の軽罪及び重罪を対象；1950年以降：連邦法及び州法による軽罪及び重罪を対象。

年齢：

1923年2月26日以前：12歳以上；1924年3月27日以降：14歳以上。

その他（の制裁）：

1882年～1924年：（少年に対する）指示を含む；1923年～1939年：教育処分及び特別に軽微な事例のための1923年少年裁判所法6条に基づく刑罰を除く；1950年以降：少年刑法における社会内の教育処分及び社会内の懲戒手段（その都度の最も重い制裁）（教育処分については、福祉教育及び家庭教育を除く；懲戒手段〔1953年までの少年裁判所法9条旧規定に基づく特別の義務賦課〕については、少年の逮捕は除く。）

保護観察付き自由剥奪的制裁：

1923年～1936年：1923年少年裁判所法10条に基づく少年に対する自由刑の執行猶予を含む；1937年～1939年：公式統計における少年に対する自由刑の執行猶予（1923年少年裁判所法10条）を含まない。それゆえ、条件なし自由刑の割合は、最大2%過大に算出されている；1954年以降：一般刑法により有罪認定された者の場合、重懲役及び拘留の保護観察付き執行猶予を含む。保護観察付き逮捕による執行猶予（国防刑法14条）は1974年まで含まれていないため、刑法典23条1項旧規定に基づく9月以下の拘禁刑の執行猶予の可能性は公的統計において存在しない。拘禁刑及び逮捕の執行猶予は、量的に重要でない。1970年以降は自由刑及び――1975年以降の――逮捕の場合の保護観察付き執行猶予が対象；少年刑法により有罪認定された者の場合、少年刑法により1年以下のときに保護観察付き執行猶予となった者を含む。1969年第一次刑法改正法11条6号により1970年4月1日に2年以下のときに保護観察付き執行猶予が導入された。公的統計においては、「特別の事情の下で」、1975年以降執行猶予の可能性が示された。

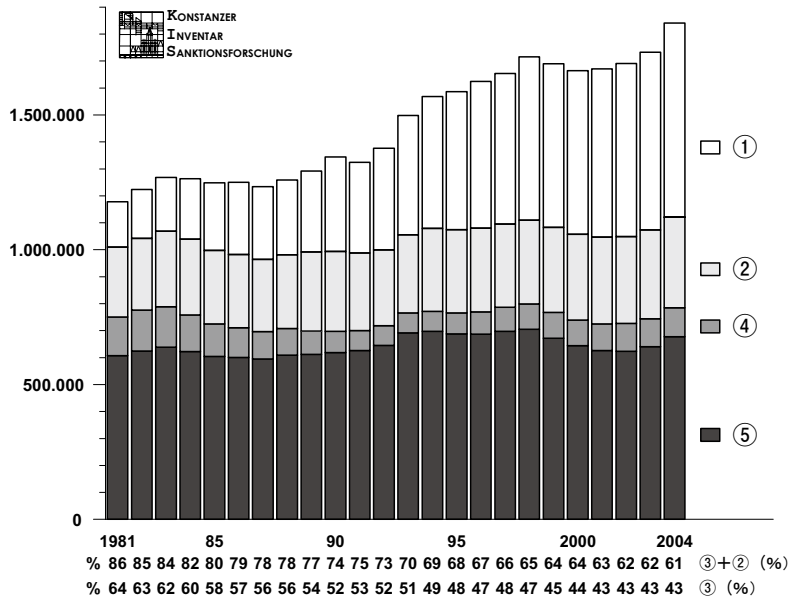
条件付でない自由剥奪的制裁：

1882年～1939年：（保護観察付き執行猶予ではない）軽懲役、重懲役、重禁錮、拘留が対象；1921年～1933年：逮捕を含む；1937年～1939年：少年に対する保護観察付き執行猶予（1923年少年裁判所法10条）が公的統計において取り上げられていないため、条件付でない自由剥奪的制裁の量が最大2%過大に算出されている；1950年以降：一般刑法により有罪認定された者の場合、軽懲役、保護観察付き執行猶予ではない重懲役及び拘留が対象。1953年8月4日第三次刑法修正法以降は拘禁刑も含む。1957年以降は1957年3月30日国防刑法によって導入された逮捕（の全て）も含む。1969年6月25日第一次刑法改正法以降は保護観察付き執行猶予及び（1975年以降の）条件付でない逮捕を除く；少年刑法により有罪認定された者の場合、1953年以降は少年の重懲役、逮捕及び福祉教育が対象。1954年以降は、保護観察付き執行猶予でない少年刑、少年の逮捕及び福祉教育が対象（1991年以降：家庭教育も対象）。

出典：コンスタンツ総合制裁研究

<http://www.uni-konstanz.de/rtf/kis/sanks04.htm>

図表2：非公式及び公式に制裁を賦科された者の総数
ベルリンを含む旧西ドイツ地域



図表2のデータ表の抜粋

	1985	1990	1995	2000	2004
制裁を賦科された者の総数	1.247.966	1.344.747	1.586.442	1.663.818	1.840.959
非公式に制裁を賦科された者の総数	522.967	647.060	820.544	924.175	1.055.898
①検察官又は裁判所による指示なし手続中止 (刑事訴訟規則153条、153条a、少年裁判 所法45条1項、2項、麻薬刑法31条a)	250.081	350.999	511.626	606.395	720.219
②検察官又は裁判所による指示付き手続中止 (刑事訴訟規則153条a、少年裁判所法45条 3項、麻薬刑法37条)	272.886	296.061	308.918	317.780	335.679
③公式に制裁を賦科された者の総数	724.999	697.687	765.898	739.643	785.061
④うち少年刑によるもの	120.928	78.463	78.172	95.669	107.752
⑤うち一般刑法によるもの	604.071	619.224	687.726	643.974	677.309
指示付き手続中止及び公式の制裁賦科	997.885	993.748	1.074.816	1.057.423	1.120.740
制裁を賦科された者の総数中の割合					
公式に制裁を賦科された者	58,1	51,9	48,3	44,5	42,6
非公式に制裁を賦科された者	41,9	48,1	51,7	55,5	57,4
非公式に指示がなされず制裁を賦科された者	20,0	26,1	32,2	36,4	39,1
非公式に指示がなされ制裁を賦科された者	21,9	22,0	19,5	19,1	18,2
非公式に指示がなされ、公式に制裁を賦科された者	80,0	73,9	67,8	63,6	60,9
少年裁判所法によるディヴァージョン率	50,4	61,0	67,1	68,8	69,1
刑法典によるディヴァージョン率	39,8	45,8	47,6	50,3	52,4

データの質に関する説明：

非公式の制裁賦科については、近似値の問題が存在する。なぜなら、1989年までのデータは、一部の数値から全体の数値を推測したものであり、1997年までのデータは、複数年にわたって一部の数値を別の数値に変換したものであるからである。

検察統計は、連邦統計局により、1981年に初めて8つの旧西ドイツ地域の州について公表され、その後、西ベルリン（1985年）、ヘッセン州（1988年）、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州（1989年）のデータが公表された。そのため、非公表州については、既公表州の平均値を住民数に比例させてあてはめた（一部の数値から全体の数値を推測）。

一方、有罪認定をされた者のデータは、人数で集計したものである。

これに対し、検察統計（1997年まで）と刑事実体統計（1988年まで）のデータは、訴追数で集計したものである。そのため、訴追数を人数に変換している。

シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州については、1998年～2003年の検察統計が利用できない。それゆえ、1997年の数値を近似値として利用した。

全ベルリンについては、検察統計のデータが1993年以降、刑事実体統計のデータが1991年以降、刑事訴追統計のデータが1995年以降の分についてそれぞれ入手可能であり、利用した。

説明文：

指示なし手続中止：刑事訴訟規則153条、153条b、少年裁判所法45条1項、2項、麻薬刑法31条a。

指示を伴う手続中止：刑事訴訟規則153条、少年裁判所法45条3項、麻薬刑法37条。

公式の制裁賦科——一般刑法：一般刑法により有罪認定された刑法典59条、60条に基づく判決を受けた者を含む。

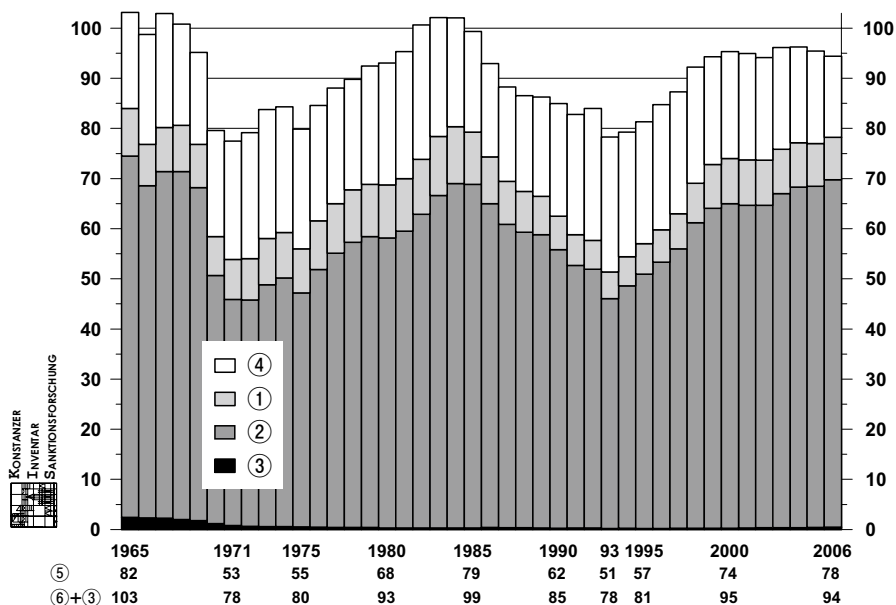
公式の制裁賦科——少年刑法：少年刑法により有罪認定された少年裁判所法27条に基づく判決を受けた者を含む。

出典：検察統計；刑事実体統計；刑事訴追統計。

図表3：刑事法における法的効果（概観）

刑事法における法的効果				
第一の痕跡	第二の痕跡	第三の痕跡	第四の痕跡	第五の痕跡
起訴便宜主義又は補充原理からの手続中止（「ディヴァージョン」）	損害回復／行為者－被害者－和解	少年刑法における刑罰又は法的効果	財産剥奪処分	改善保安処分
刑事訴追の公的な利益の不存在又は訓戒／指示により刑事訴追の公的な利益が変質した場合の対応の断念	答責の引き受けとしての損害回復／行為者－被害者－和解	答責賦科としての刑罰	「枯渇させる」ことにより犯罪構造を破壊する目的又は被害者に利得を返還させる手助けとする目的でなされる、犯罪行為のために又は犯罪行為から得られた物の剥奪	危険防止としての処分

図表4：受刑者、被監置者、未決拘禁者（毎年3月31日時点）、住民10万人あたりの頻度数
 1991年以前は西ベルリンを含む旧西ドイツ地域、1992年は全ベルリンを含む旧西ドイツ地域、
 1993年以降は全ドイツ

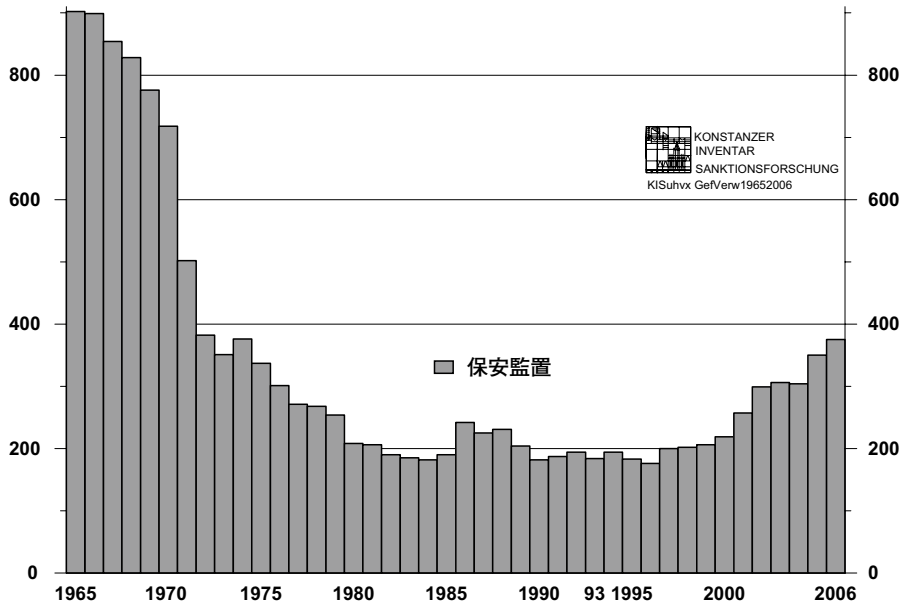


図表4のデータ表の抜粋

		1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005
①少年刑	絶対数	5.602	4.759	5.431	6.490	6.360	4.197	4.980	7.396	7.061
	頻度数	9,5	7,7	8,8	10,6	10,4	6,7	6,1	9,0	8,6
②自由刑	絶対数	42.541	30.450	28.840	35.537	41.852	34.799	41.353	53.183	56.122
	頻度数	72,1	49,5	46,6	57,8	68,6	55,5	50,7	64,7	68,0
③保安監置	絶対数	902	718	337	208	190	182	183	219	350
	頻度数	1,5	1,2	0,5	0,3	0,3	0,3	0,2	0,3	0,4
④未決拘禁者	絶対数	11.305	13.038	14.773	14.929	12.254	14.070	19.787	17.524	15.228
	頻度数	19,1	21,2	23,9	24,3	20,1	22,4	24,3	21,3	18,5
⑤既決拘禁者	絶対数	48.143	35.209	34.271	42.027	48.212	38.996	46.333	60.579	63.183
	頻度数	81,5	57,2	55,4	68,4	79,0	62,2	56,8	73,7	76,6
⑥拘禁者総計	絶対数	60.350	48.965	49.381	57.164	60.656	53.248	66.303	78.322	78.761
	頻度数	102,2	79,6	79,9	93,0	99,4	85,0	81,3	95,3	95,5

出典：1965年～2005年の行刑統計のデータから算出。

図表 5 : 保安監置収容者（毎年 3 月 31 日時点の数）の絶対数
西ベルリンを含む旧西ドイツ地域



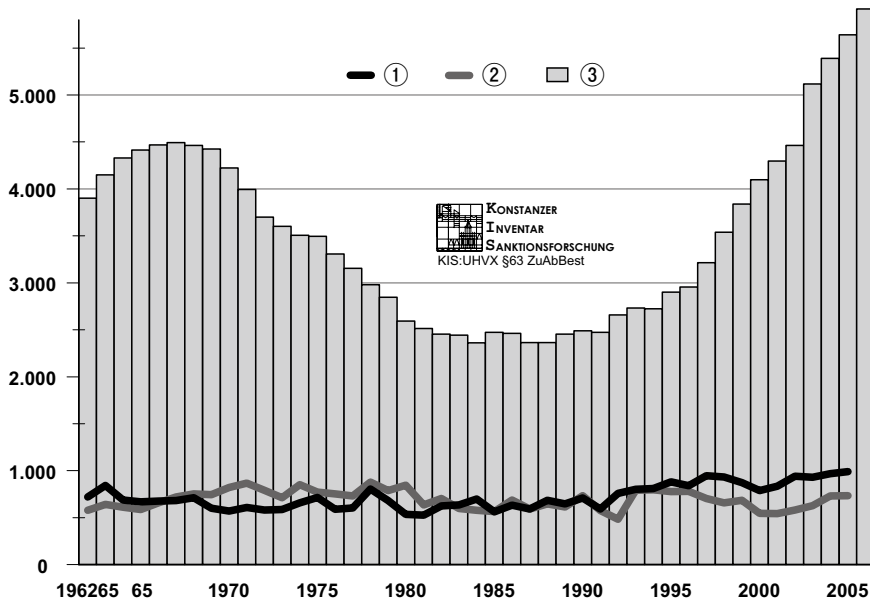
1992年以前は旧西ドイツ地域、1992年は東ベルリンを含む、1993年以降は全ドイツ。

図表 5 のデータ表の抜粋

		1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005
保安監置	絶対数	902	718	337	208	190	182	183	219	350
	頻度数	1,5	1,2	0,5	0,3	0,3	0,3	0,2	0,3	0,4

出典：1965年～2005年の行刑統計のデータから算出。

図表 6 : 刑法上の命令に基づく精神病院収容者数 (収容者総数は毎年 3 月 31 日時点の数)
西ベルリンを含む旧西ドイツ地域、1996 年以降は (処分執行について) 全ベルリンを含む



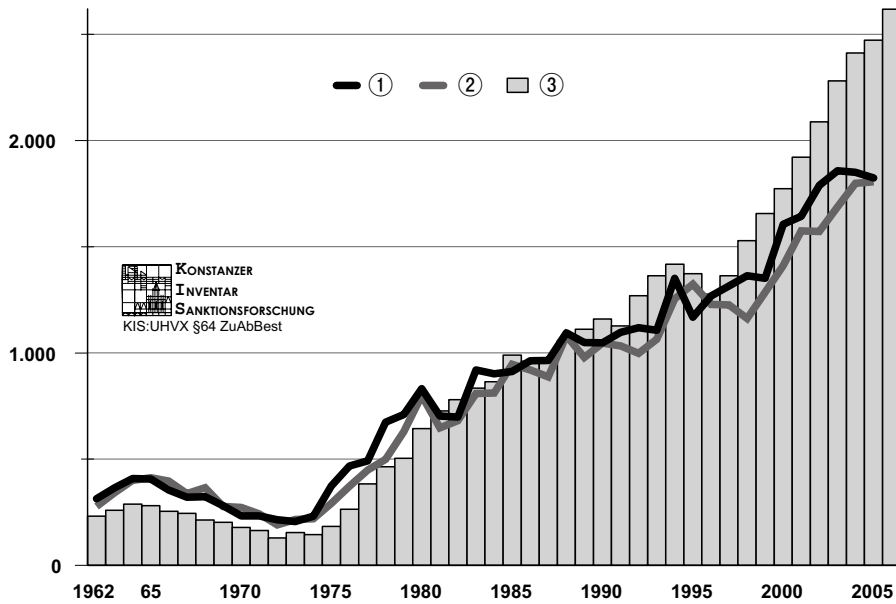
図表 6 のデータ表の抜粋

	精神病院収容										
	1962	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2006
① 刑法典63条による新規収容者数	721	669	569	714	534	563	710	881	788	991	
② 刑法典63条による退院者数	577	585	820	771	844	565	733	776	545	734	
③ 刑法典63条による収容者総数	3.901	4.413	4.222	3.494	2.593	2.472	2.489	2.902	4.098	5.640	5.917

註解 : 刑事訴訟規則126条 a に基づく一時収容を刑法典63条は含まない。
ラインハルト・ファルツ州の2000年、2001年のデータは1998年のデータを代用。

出典 : 以下のデータから算出。Statistisches Bundesamt (Hrsg.): Statistisches Bundesamt (Hrsg.):
Fachserie A. Bevölkerung und Kultur. Reihe 9: Rechtspflege III. Strafvollzug 1962, III. Tab. 1,
1963-1965, Tab. 8, 1966-1975, Tab. 10, Rechtspflege. Fachserie 10. Reihe 4, Strafvollzug 1976 Tab.
10.1, 1977-1982, Tab. 9.1, 1983, Tab. 8.1, 1985-1989, Tab. 7.1, 1990 Tab. 2.1, Reihe 4.2, 1991-2002,
Tab. 2; Fachserie 10. Reihe 1, Ausgewählte Zahlen für die Rechtspflege, Tab. 4.4.

図表7：刑法上の命令に基づく禁断施設収容者数（収容者総数は毎年3月31日時点の数）
西ベルリンを含む旧西ドイツ地域、1996年以降は（処分執行について）全ベルリンを含む



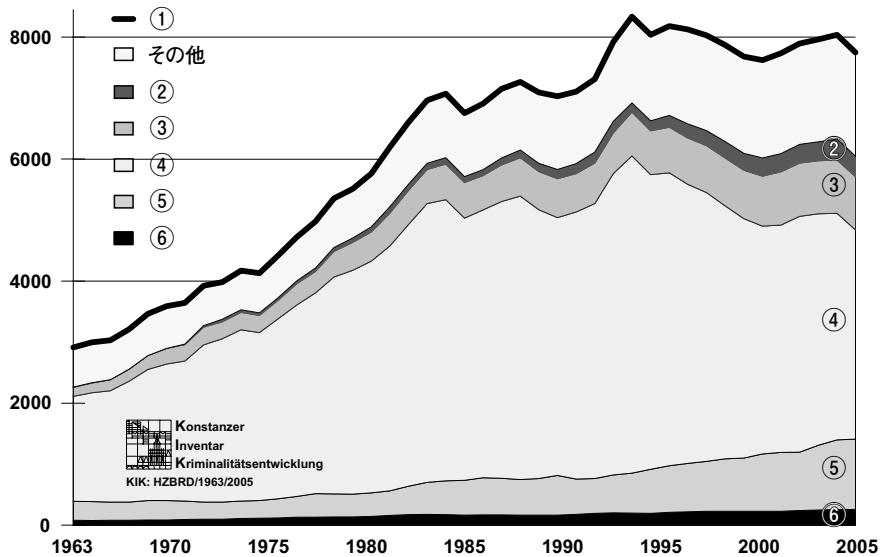
図表7のデータ表の抜粋

	禁断施設収容										
	1962	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2006
①刑法典64条による新規収容者数	314	406	233	374	832	913	1.048	1.168	1.606	1.824	
②刑法典64条による退院者数	277	412	273	292	799	947	1.046	1.324	1.412	1.806	
③刑法典64条による収容者総数	232	281	179	183	644	990	1.160	1.373	1.774	2.473	2.619

出典：以下のデータから算出。Statistisches Bundesamt (Hrsg.): Statistisches Bundesamt (Hrsg.): Fachserie A. Bevölkerung und Kultur. Reihe 9: Rechtspflege III. Strafvollzug 1962, III. Tab. 1, 1963-1965, Tab. 8, 1966-1975, Tab. 10, Rechtspflege. Fachserie 10. Reihe 4, Strafvollzug 1976 Tab. 10.1, 1977-1982, Tab. 9.1, 1983, Tab. 8.1, 1985-1989, Tab. 7.1, 1990 Tab. 2.1, Reihe 4.2, 1991-2002, Tab. 2; Fachserie 10. Reihe 1, Ausgewählte Zahlen für die Rechtspflege, Tab. 4.4.

図表 8 : 警察によって認知される事件の全頻度数の変化

1990年以前は旧西ドイツ地域、1991年及び1992年は西ベルリンを含む旧西ドイツ地域、1993年以降は全ドイツ



1963年以降、警察犯罪統計は道路交通犯罪及び国家保護犯罪の犯罪行為を含まない。1971年には計数方法が変更。1990年には西ベルリンで特別の変化があった。1992年は計数不能。1990年以前は旧西ドイツ地域。1991年以降は東ベルリンを含む。1993年以降は全ドイツ。

図表 8 のデータ表の抜粋

絶対数	1965	1975	1985	1995	2005
全事件	1.789.319	2.919.390	4.215.451	6.668.717	6.391.715
麻薬刑法 (薬物犯罪) (SZ7300)	1.003	29.805	60.941	158.477	276.740
器物損壊 (SZ6740)	107.236	213.746	342.309	607.909	718.405
窃盗、横領 (SZ5300)	1.076.646	1.942.587	2.677.018	3.916.046	2.830.981
詐欺 (SZ5100)	177.343	209.841	372.196	623.182	949.921
暴力犯罪 (SZ8920)	45.889	80.699	102.967	170.170	212.832
頻度数 (住民10万人あたり)					
①全事件	3.030,7	4.721,5	6.908,8	8.178,6	7.747,5
②麻薬刑法 (薬物犯罪) (SZ7300)	1,7	48,2	99,9	194,4	335,4
③器物損壊 (SZ6740)	181,6	345,7	561,0	745,5	870,8
④窃盗、横領 (SZ,5300)	1.823,6	3.141,7	4.387,5	4.802,7	3.431,5
⑤詐欺 (SZ5100)	300,4	339,4	610,0	764,3	1.151,4
⑥暴力犯罪 (SZ8920)	77,7	130,5	168,8	208,7	258,0

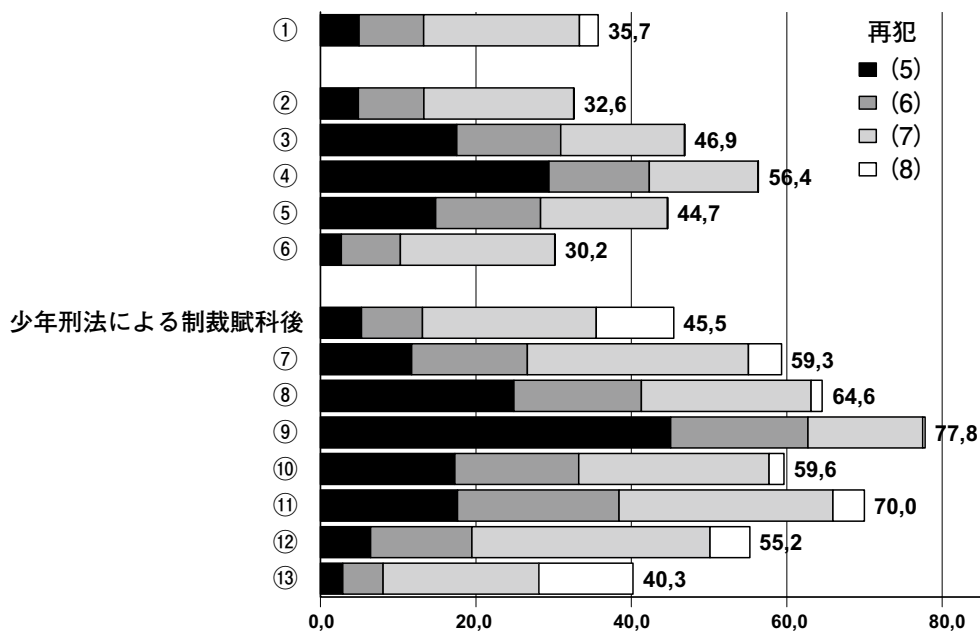
説明文 :

SZ : 警察犯罪統計の鍵番号

全頻度数又は頻度数 : 住民10万人あたりの警察に認知された数

出典 : Bundeskriminalamt (Hrsg.): Polizeiliche Kriminalstatistik 1963~2005.

図表 9：一般刑法及び少年刑法に基づく犯罪の不実行及び再犯－1994年を基準年として



図表9のデータ表の抜粋

関 連 判 決		再犯 *		最も重いその後の判決 ** (再犯の判決中の割合)			
		総数	関連判決 の割合	自由刑／少年刑		(その他) 公式に賦 科された 制裁 ¹⁾	少年裁判 所法45条、 47条
				条件なし	条件付		
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
①全関連判決	946.107	337.853	35,7	13,9	23,3	56,1	6,8
②一般刑法により公式に科された数	717.758	234.059	32,6	14,9	25,9	59,1	0,1
③自由刑総数	105.011	49.205	46,9	37,4	28,6	34,0	0,0
④保護観察なし	19.551	11.028	56,4	52,1	22,9	24,9	0,0
⑤保護観察付き	85.460	38.177	44,7	33,2	30,2	36,6	0,0
⑥罰金刑	612.747	184.854	30,2	8,9	25,2	65,8	0,1
⑦少年刑法により公式に科された数	62.254	36.907	59,3	19,8	25,1	48,0	7,2
⑧少年刑総数	11.941	7.715	64,6	38,5	25,4	33,8	2,2
⑨うち保護観察付き	3.265	2.541	77,8	57,9	22,7	19,0	0,4
⑩うち保護観察なし	8.676	5.174	59,6	29,0	26,7	41,1	3,2
⑪少年の逮捕	9.610	6.726	70,0	25,2	29,7	39,3	5,8
⑫少年法上の処分	40.701	22.464	55,2	11,7	23,6	55,5	9,3
⑬少年刑法上のディヴェージョン (少年裁判所法45条、47条)	166.093 ²⁾	66.886	40,3	7,1	12,9	49,8	30,1

説明文：

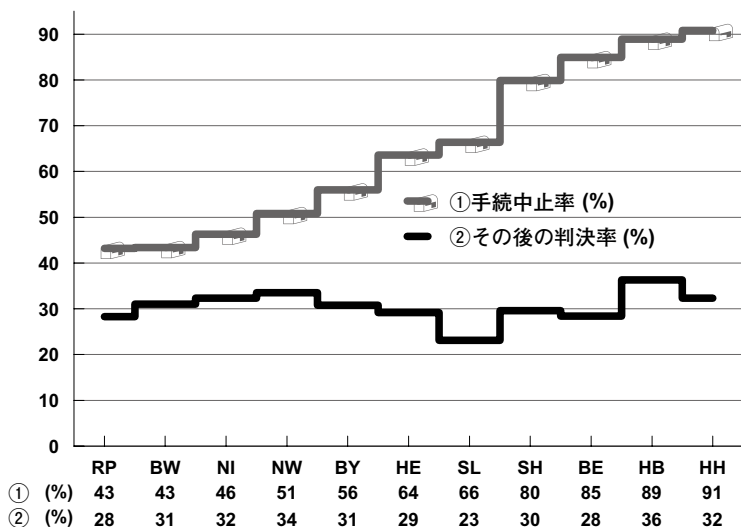
- 1) 罰金刑、少年の逮捕、教育処分、懲戒手段、少年裁判所法27条の処分など
- 2) (出典の文献の) 概観表4.3a からその他の判決を除いた修正値。全体の状況は変わらない。

読解の手助け (1行目を例として)：

- * (2) 946107人という数値は、1994年に社会内処遇の制裁を賦科されたか、自由刑又は少年刑に処せられて釈放された数であり、そのうち、(3) 337853人、(4) 35.7%が再犯を犯した。
- ** (3) 337853人のうち、4年以内に新たに保護観察付でない自由刑又は少年刑に付された者は、(5) 13.9%である。

出典：Jehle, Jörg-Martin; Heinz, Wolfgang; Sutterer, Peter [unter Mitarbeit von Sabine Hohmann, Martin Kirchner und Gerhard Spiess] : Legalbewährung nach strafrechtlichen Sanktionen - Eine kommentierte Rückfallstatistik, Mönchengladbach 2003, Übersichtstabelle 4.1.a, S. 121, 4.3.a, S. 123.

図表10：各州において少年が単純窃盗（刑法典242条、247条、248条 a）によって最初に制裁が賦科された後3年以内の少年裁判所法45条、47条に基づくディヴァージョン率及びその後の判決（非公式又は公式の制裁賦科）率
連邦中央記録局における1961年生まれの子供についての記録を対象



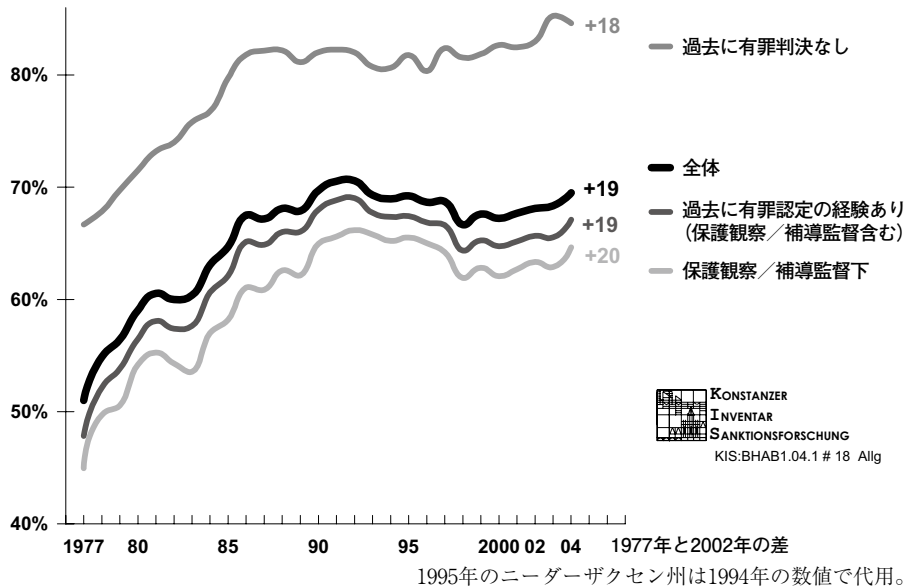
(3年以内の新たな認知を対象)

図表10のデータ表の抜粋

州	制裁賦科 総数 数	関連判決（非公式）		最初の判決後の判決				(公式対 非公式の) 予測利益
		数	制裁賦科 中の割合	非公式		公 式		
				数	%	数	%	
ラインハルト・ファルツ (RP)	1.727	746	43,2	181	24,3	307	31,3	7,0
バーデン・ヴュルテンベルク (BW)	4.020	1.745	43,4	469	26,9	777	34,2	7,3
ニーダーザクセン (NI)	4.149	1.921	46,3	564	29,4	775	34,8	5,4
ノルライン・ヴェストファーレン (NW)	10.061	5.107	50,8	1.480	29,0	1.892	38,2	9,2
バイエルン (BY)	4.610	2.580	56,0	709	27,5	713	35,1	7,6
ハッセン (HE)	2.533	1.612	63,6	404	25,1	335	36,4	11,3
ザールラント (SL)	688	457	66,4	85	18,6	74	32,0	13,4
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン (SH)	1.724	1.377	79,9	353	25,6	157	45,2	19,6
ベルリン (BE)	1.686	1.431	84,9	359	25,1	120	47,1	22,0
プレーメン (HB)	584	519	88,9	174	33,5	38	58,5	24,9
ハンブルク (HH)	878	797	90,8	235	29,5	49	60,5	31,0
総 計	32.660	18.292	56,0	5.013	27,4	5.237	36,4	9,0

出典：Storz, Renate: Jugendstrafrechtliche Reaktionen und Legalbewahrung, in: Heinz, Wolfgang; Storz, Renate: Diversion im Jugendstrafverfahren der Bundesrepublik Deutschland, Bonn 1992. S. 155, Tab. 11, S. 176, Tab. 19, S. 180, Tab. 20.

図表11：保護観察付き執行猶予による（一般刑法の）保護観察率
西ベルリンを含む旧西ドイツ地域、1992年以降は全ベルリンを含む



図表11のデータ表の抜粋

一般刑法による保護観察の監督下 ¹⁾ での犯罪状況									
年 ²⁾	総計	犯罪の不実行 ³⁾		犯罪行為それ以前の時点における（指導の取消しを含む）有罪認定の経験					
				なし		あり		保護観察の監督又は補導監督下	
		総数	保護観察率	総数	保護観察率	総数	保護観察率	総数	保護観察率
1977	10.111	5.156	51,0	1.699	66,7	8.412	47,8	4.232	44,9
1980	15.387	9.085	59,0	2.622	71,5	12.765	56,5	6.991	54,2
1985	21.978	14.216	64,7	3.212	79,7	18.766	62,1	10.939	58,2
1990	27.686	19.304	69,7	3.402	82,0	24.284	68,0	15.152	65,0
1995	29.498	20.421	69,2	3.690	81,8	25.808	67,4	18.348	65,5
2000	34.588	23.255	67,2	4.791	82,7	29.797	64,8	20.906	62,1
2002	36.737	25.022	68,1	5.170	83,0	31.567	65,7	22.288	63,3
1977年と2002年の保護観察率の差		17,1		16,3		17,8		18,4	

説明文：

1992年以降全ベルリンを含む。但し、ハンブルク州を除く。1995年のニーダーザクセン州は1994年の数値で代用。

- 1) 常勤の保護観察官による監督のみ。複数の監督を受ける場合を含む。新たな判決により監督が統合された場合を除く。
- 2) 保護観察による監督の終了年
- 3) 刑の免除、監督の終了又は取消し

出典：保護観察援助統計。1992年以降は表RB30.H及びRB40.H（連邦統計局のデータは公表されていない）。